

令和2年第1回（5月）大磯町議会臨時会

議案第18号説明資料

令和2年5月19日

専決処分の承認を求ることについて
(大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

資料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
改正の概要図	-----	2
新旧対照表	-----	3

町民課

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

令和2年3月31日付けで地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が公布されたことに伴い、大磯町国民健康保険税条例の一部を改正し、法の施行日と同日付けの令和2年4月1日から施行するため、改正を行うものです。

○ 改正内容

令和元年度の経済動向等を踏まえ、物価上昇の影響から国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の適用を受けている世帯が当該軽減対象から外れてしまわないよう、軽減対象額の拡大を行い、低所得者の国民健康保険税負担の軽減を図るもので

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を現行の「28万円」から「28万5,000円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を現行の「51万円」から「52万円」に引き上げるもので

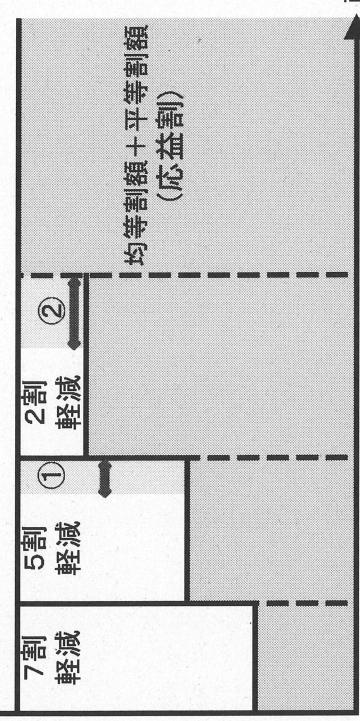
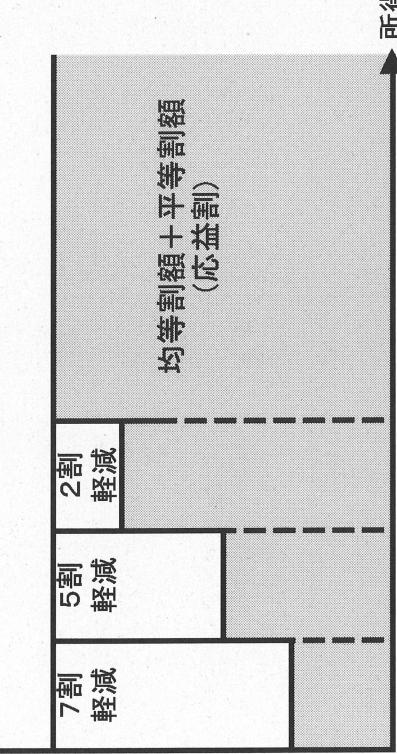
例：夫婦と子ども1人の3人世帯の軽減判定所得額

	現行	改正後
5割軽減	(基礎控除額) (被保険者数) 33万円+ <u>28</u> 万円×3人 117万円以下	33万円+ <u>28</u> 万5,000円×3人 118万5,000円以下
2割軽減	33万円+ <u>51</u> 万円×3人 186万円以下	33万円+ <u>52</u> 万円×3人 189万円以下

改正の概要図

<現行>
保険税額

<改正後>
保険税額



経済動向等を踏まえ、
軽減基準額を見直す

- 軽減判定所得(現行)
 - 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
 - 5割軽減基準額
= 基礎控除額(33万円) + 28万円 × (被保険者数)
 - 2割軽減基準額
= 基礎控除額(33万円) + 51万円 × (被保険者数)



- 軽減判定所得(改正後)
 - 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
 - ① 5割軽減基準額
= 基礎控除額(33万円) + 28万5,000円 × (被保険者数)
 - ② 2割軽減基準額
= 基礎控除額(33万円) + 52万円 × (被保険者数)

大磯町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 省略 (1) 省略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2 第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2 第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>第22条の2～第27条 省略</p>	<p>第 1 条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 省略 (1) 省略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2 第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2 第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>第22条の2～第27条 省略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。